特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、固定資産税・都市計画税の賦課事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、地方税法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①固定資産税・都市計画税の賦課決定 ②納税義務者への税額等の通知 ③賦課情報に基づく証明書の発行
③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税情	報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	① 情報提供の根拠なし ② 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に規定する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表の第1欄「48市町村」の項
5. 評価実施機関における	担当 <mark>部署</mark> 担当部署
①部署	財務部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ
連絡先	海老名市財務部資産税課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)8596
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
		令和	14年9月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年9月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全 書又は全項目評価書において、リスクタ	項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワーク	システムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	්	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネッ	トワークシステムを追	駈じた提供を除く。) [○]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			ついて、二重のチェックを行っている。また、土地係、家屋償し、係を超え、お互い誤りの確認を行っている。	

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[9) 従業者に対する教育・啓発 最も優先度が高いと考えられる対策 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	毎年度セキュリティの研修を行っていると共に、窓口で証明を発行する際に疑義が発生した場合等は、 独自判断せず、経験者や係長に相談している。			

変更箇所

変更日 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5.評価実施機関における担当	資産税課長 大沢 均	資産税課長 諏訪 光宏	1/6121447/01	MELLING WITCH OFFI
平成30年4月1日	印者 公別馬長 5.評価実施機関における担当	資産税課長 諏訪 光宏	資産税課長 中山 康一		
F成30年5月21日	<u> 部者 (2)所属長</u> 5.評価実施機関における担当	資産税課長 中山 康一	資産税課長		
	部署 ②所属長の役職名 IIしきい値判断項目				
令和4年1月25日	1対象人数の時点 IIしきい値判断項目	平成27年8月1日時点	令和3年9月1日時点		
令和4年1月25日	2取扱者数の時点 IIしきい値判断項目	平成27年8月1日時点	令和3年9月1日時点		
6和4年9月20日	1対象人数の時点 Tしきい値判断項目	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点		
6和4年9月20日	2取扱者数の時点	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点		
令和7年3月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項	番号法第9条第1項 別表第24の項		
令和7年3月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) (1)【別表第二における情報提供の根拠】なし (2)【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)における情報照会の根拠】 第20条	① 情報提供の根拠なし ② 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に規定する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表の第1欄「48市町村」の項		
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人でを介在させる作業	【対策は十分か】["未記入"] 【判断の根拠】 "未記入"	【対策は十分か】[十分である] 【判断の根拠】 所有権の移転、土地家屋等の異動内容につい て、二重のチェックを行っている。また、土地係、 家屋償却資産係で関連する情報については共 有し、係を超え、お互い誤りの確認を行ってい る。		
介和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いとされ る対策	【最も優先度の高い対策】["未記入"] 【対策は十分か】["未記入"] 【判断の根拠】 "未記入"	【最も優先度の高い対策】 [9) 従業者に対する教育・啓発] 【対策は十分か】[十分である] 【判断の根拠】 毎年度セキュリティの研修を 行ていると共に、窓口で調明を発行する際に 疑義が発生した場合等は、独自判断せず、経 験者や係長に相談している。		